

起業する人や経営革新する人を支援します！

市内における新たな事業主体の創出及び市内事業者の経営革新を促進し、地域経済の維持・発展を図るため、改修費・付帯設備費および広告宣伝や商品開発などに要する経費の一部を補助します。

<補助対象経費>

改装・改築費、備品費、消耗品費、広告宣伝費

補助率 **1/2**

★事業実施には、原則伊賀市内の業者を利用すること

①地域と連携した起業支援事業

市外の者（申請時点で、市内に移住して3年を経過していない者を含む）が市内にある空家・空き店舗を利用し、市内の団体等（※1）と協働（※2）で新たな事業を創出する取り組みを支援。

補助額 **50万円（下限）～300万円（上限）**

- ※1 市内の団体等：規約を有する組織（例：自治組織・商店街組織など）や非営利法人（例：NPO法人など）
※2 協働：連携する目的・内容・役割及び開設事業所等の所在地域への貢献について、具体的に明記された協定書を締結して事業を行うこと（協定書の様式は任意）

②起業支援事業

市内にある空家・空き店舗を利用し、新たな事業を創出する取り組みを支援。

補助額 **20万円（下限）～150万円（上限）**

③経営革新支援事業

既存事業者の、省エネ化などのコスト削減、DX化などの効率改善、新商品の開発・製造など、新たな収益獲得のための取り組みについて支援。

補助額 **20万円（下限）～50万円（上限）**

採択方法

応募×切後、11月29日（予定）に審査会を行い、補助事業者を決定します。

- ・審査会では、応募申請に基づき、プレゼンテーションを行っていただきます。
- ・令和7年3月31日までに、工事・支払い等が完了し開業可能な事業が対象となります。

お問い合わせ

伊賀市商工労働課

電話 0595-22-9669
Fax 0595-22-9695

HP: <https://www.city.iga.lg.jp/0000012121.html>
補助金の要綱、提出書類様式等はホームページからダウンロードできます。

